

過疎集落等の現状と課題

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加
 - ・ 空き家の増加、商店の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活に関する問題
 - ・ 働き口の減少、耕作放棄地の増大などの産業基盤に関する問題
- 集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題



集落ネットワーク圏の必要性

個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加



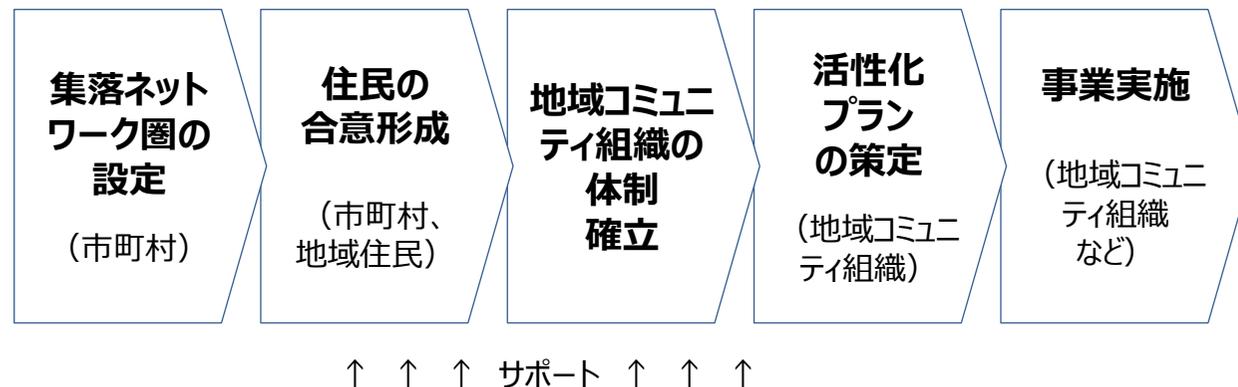
より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取組が必要

集落ネットワーク圏施策：2つの視点

- (1) 住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築
- (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する活動の育成

集落ネットワーク圏の形成に向けて

- 市町村の積極的な取組と、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント



↑ ↑ ↑ サポート ↑ ↑ ↑

期待される役割

【集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村】

- ・ 圏域設定や活性化方針等を含む集落ネットワーク圏計画の作成
- ・ 地域コミュニティ組織の体制確立や活性化プラン作成への支援
- ・ 具体的な事業実施に対する様々な支援

【広域的な視点から支援する都道府県】

- ・ 専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成
- ・ 先進的な取組事例などについての情報提供

【全国的な取組を推進する国】

- ・ 集落ネットワーク圏施策の推進方針の提示と支援策の検討
- ・ 活性化プランに基づく活性化の取組をモデル的に支援
- ・ 全国各地の取組を把握分析し、情報提供

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
 - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

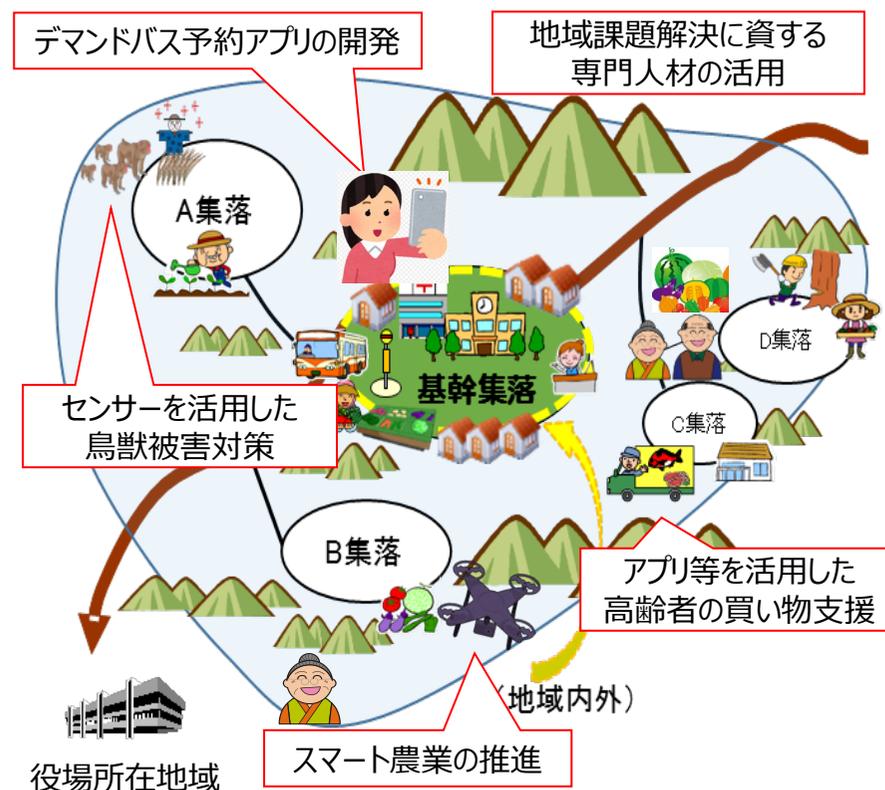
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定



過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

必須業務

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R6年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

集落支援員活用事例

■ 新潟県糸魚川市 伊藤 こずえ

職：会社員 活動時期：H28.9～

【活用方法】

- ・各地区に市職員と集落支援員のペアを配置。集落支援員は地区内に存在する様々な団体同士を結びつける役割を果たす。



【活動内容】

- ・「集落カルテ」の作成や、聞き取った課題を担当職員と情報共有
- ・高齢者サロンの開催
- ・高齢者宅の屋根雪除雪の講習会を実施

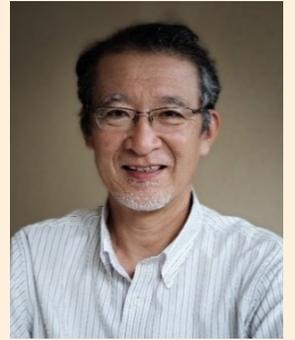


■ 兵庫県朝来市 小島 公明

前職：市役所職員 活動時期：H30.5～

【活用方法】

- ・小学校区単位で市内に設置した地域自治協議会の事務局を担う。



【活動内容】

- ・運営委員会（行政区の区長らで構成）を開催し、各事業の取組状況や地域課題を情報共有
- ・地域自治協議会の活動指針ともなる地域まちづくり計画を改定
- ・ゲストハウスを開設する地域おこし協力隊員を支援

■ 山形県酒田市 阿部 彩人

前職：地域おこし協力隊員 活動時期：R3.4～

【活用方法】

- ・旧小学校区を単位としたコミュニティ振興会が集落支援員を選考し、市が委嘱。
- ・地域の課題に応じた人材を任用。



【活動内容】

- ・地域おこし協力隊員の時から、地域の話合いの場に参加。イベントを実施し、地域の活性化に寄与
- ・地区のシンボルの大沢「大」文字の点灯
- ・地元小学生のじゅんさい採り体験の実施



■ 高知県室戸市 川島 尚子

前職：室戸世界ジゴロ推進協議会 活動時期：H29.11～

【活用方法】

- ・地域コミュニティ組織である「集落活動センター」の運営に関わり、イベント等を開催。

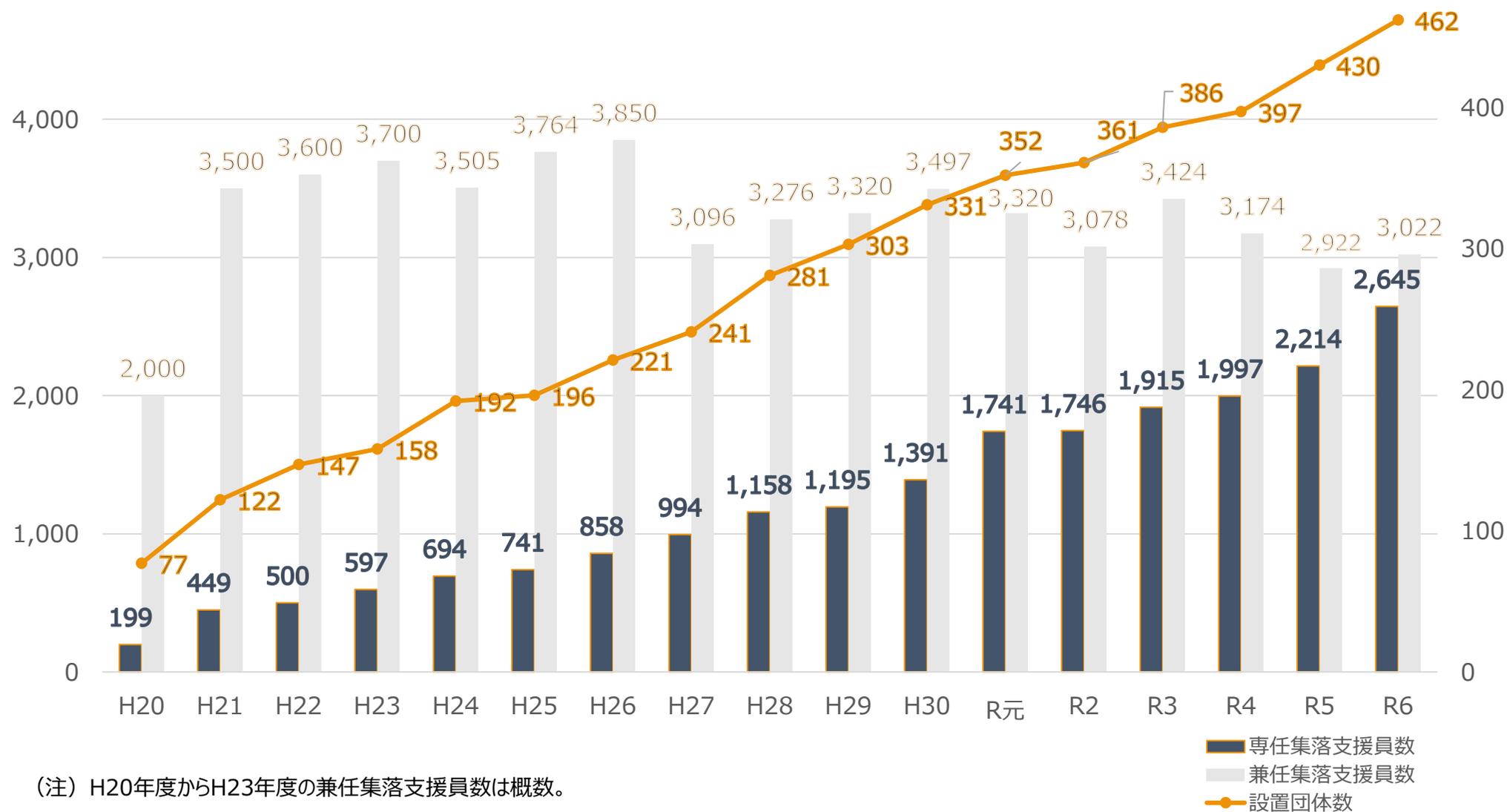


【活動内容】

- ・地域訪問を行い、住民の安否確認や避難場所の巡回等を実施
- ・地域カフェを開催し、住民への声かけを実施
- ・地域住民に向けた通信を発行。地域おこし協力隊員や自らの記事を掲載するなど、地域内の情報を共有
- ・地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムを実施

集落支援員の人数・設置団体数の推移（H20～R6）

- 専任集落支援員は、毎年増加しており、令和6年度は2,645名。



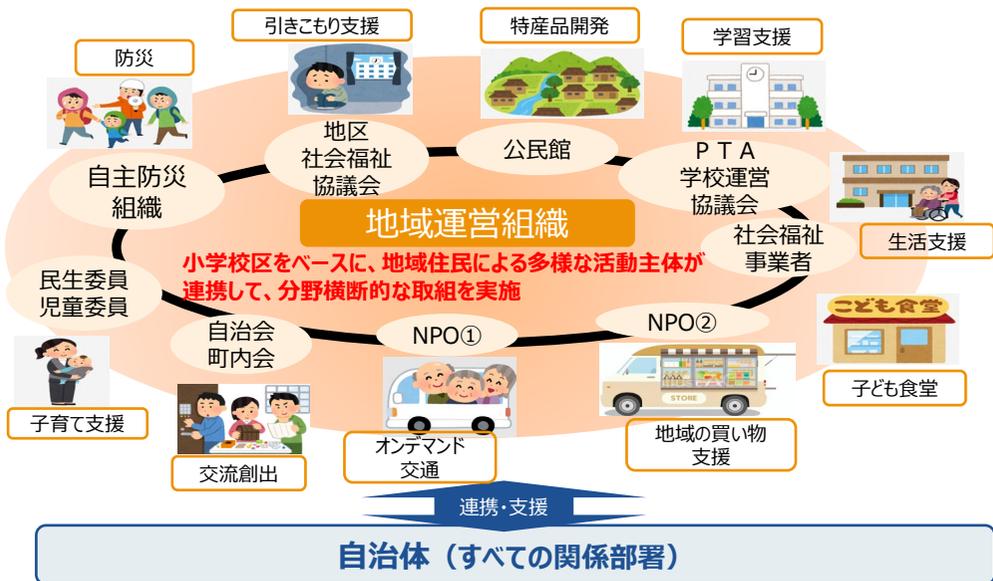


地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域運営組織の活動を支援することにより、地域コミュニティの維持・強化を目指す
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業など多様
- 全国には8,193組織（令和6年度総務省調査）があるものの、地域運営組織が形成されている市区町村数は全体の半数程度にとどまっている

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織の多様な取組みに対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう調査研究を行うとともに、セミナーの開催等により先進事例の全国展開を図ることで、全国における地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押しする。



全国セミナーの概要

- 全国における地域運営組織の形成や持続的な運営に向けた取組を後押しするため、全国セミナーを地域ブロック別に開催し、都道府県・市区町村職員のほか中間支援組織、地域運営組織の構成員、地域住民等に対する効果的な普及啓発を推進する。

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1組織1回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円 PR動画は
 (R6当初予算額：5.6億円) [こちら](#)→
 ※内閣府予算計上



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

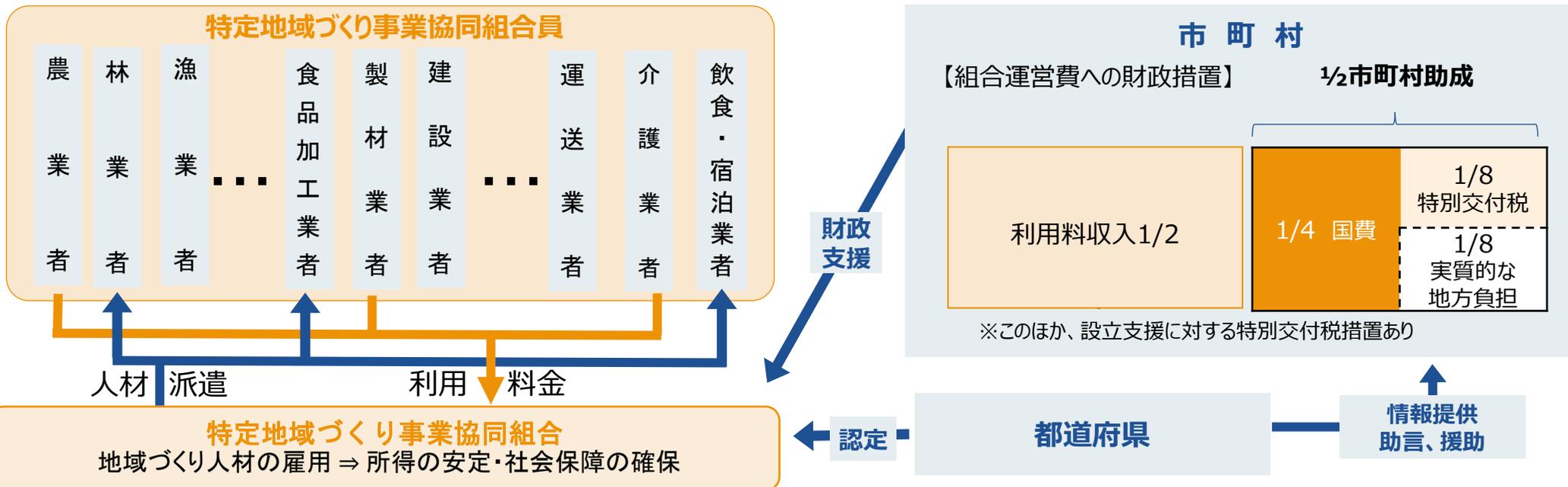
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
 ※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）

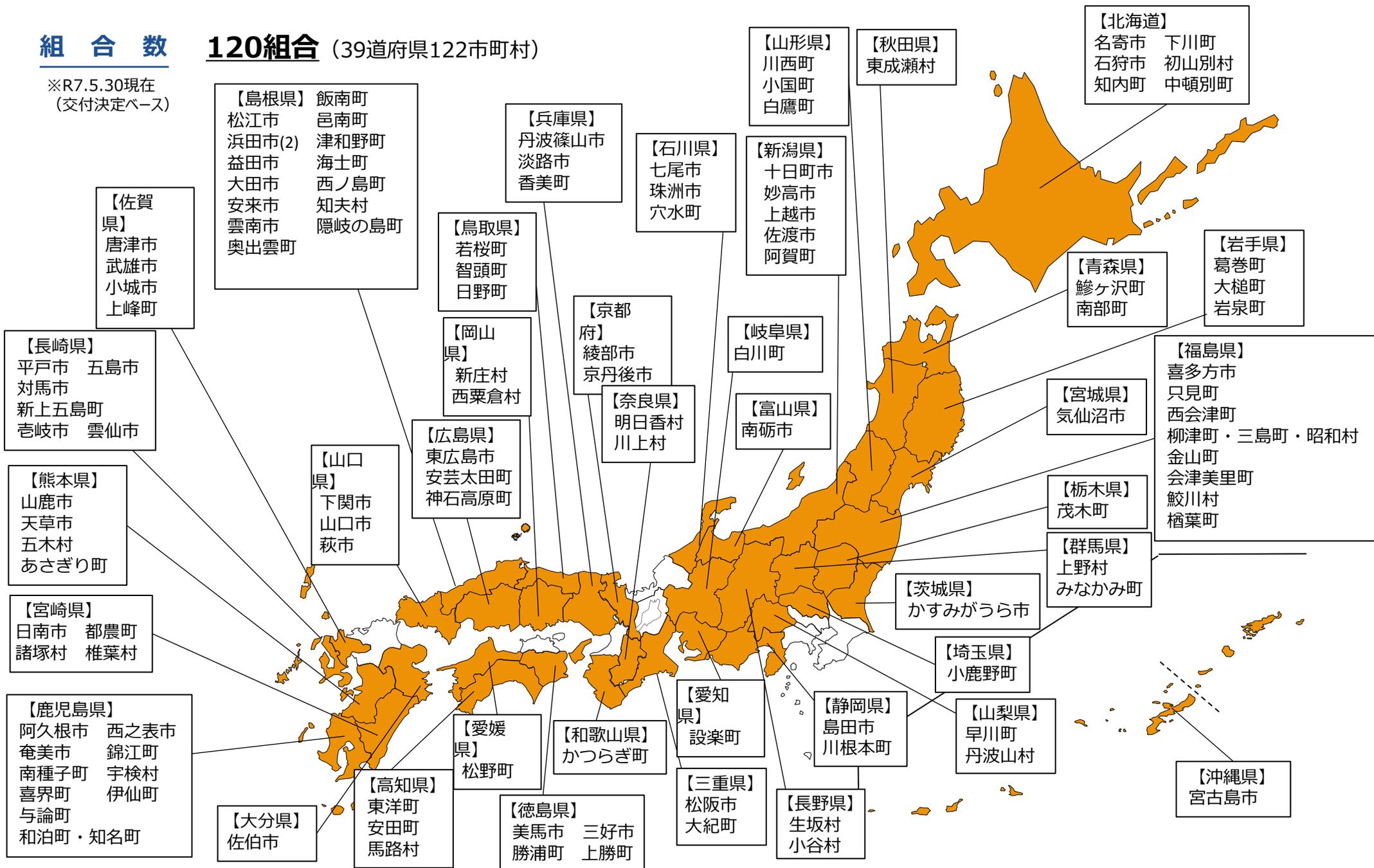


特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数

※R7.5.30現在
(交付決定ベース)

120組合 (39道府県122市町村)



(40) にぎやかで持続可能な地域づくりの推進

地域の暮らしを守る取組を行う地域運営組織（RMO）と、集落支援員、地域おこし協力隊など地域で活躍する人材、地域運営組織（RMO）に伴走する中間支援者、特定地域づくり事業協同組合や郵便局を始めとする民間事業者等の地域内外の主体との連携・交流を進め、持続可能な地域づくりを推進する。

（総務省地域力創造グループ地域振興室、過疎対策室）